

# 「緊急時対応事業」企画書

## 1. 目的

近年各地域社会では、急速な少子・高齢化や核家族化の進行により、1人暮らし高齢者・認知症高齢者及び子供たちへの地域社会の関わり方等が課題となっている。

こうしたなか、全ての地域住民が安心して暮らしていける地域づくりの構築に向け、各種団体及び行政等の関係機関が連携を密にして、地域課題の解決に取り組むものである。

## 2. 実施地区

中央地区自治会（逢井・小豆島・古江見・新堂・野・山地）  
世帯数 1, 909 世帯（令和元年7月1日現在）

## 3. 対象者

実施地区内に居住する1人暮らし高齢者・認知症高齢者・  
小学校児童・障がい者等支援を必要とする方  
（注）当該者の意向

## 4. 取り組み内容

- （1）見守り活動を促進するために緊急安心カードを活用する。
- （2）外出時に緊急安心カードを携行することで、行方不明になった場合それを以ていち早く本人確認を行う。
- （3）一人暮らしの方等が自宅で体調不良になった際に、救急隊が連絡すべき方を把握する。
- （4）避難訓練参加を促進するために活用する。

## 5. 取り組み方法

(1) 対象となると思われる世帯を個別訪問し、別添啓発チラシ等で登録を推奨する。

- ・ 啓発チラシ
- ・ 登録用紙

(2) 登録用紙を自治会長に提出し、次のキットを受け取り対象者に届ける。

- ・ 緊急安心カード及び保管容器
- ・ 携帯用緊急安心カード及び保管容器

(3) 避難訓練時には携帯する旨、回覧等で周知する。

## 6. 参画（取り組み）団体等

- ・ 自治会
- ・ 老人クラブ
- ・ 防犯委員会
- ・ 婦人会
- ・ 民生児童委員協議会
- ・ 有田市役所
- ・ (社福) 有田市社会福祉協議会

## 7. その他

- ・ 当該事業の取組に際しては、当事者及び家族等の意向を尊重して実施するものとする。

## 緊急安心カード作成について

令和元年有田中央地区連合自治会役員会（7/5）にて逢井地区（桑原区長）より提案あり中央地区各区長に検討要請をする。

提案（案）：別添参照

野区 7/6 見守り隊役員会に提案  
検討団体

- 1、自治会
- 2、老人クラブ
- 3、防犯委員会
- 4、婦人会

\*費用 本人用（首掛け） @ 108  
          家庭用                                @ 20

# 要 望 書 (案)

和歌山県知事 仁坂 吉伸 様

平素は、有田市連合自治会ならびに有田市の振興にご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。また、本要望の推進におきましては、格段のご高配を頂いておりますことに重ねて御礼申し上げます。さて、本年度におきましても、下記の2点について要望いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

## 記

### 1. 有田川の河川整備等について

有田川の護岸整備につきましては、近年大幅な改善が図られておりますが、残る堤防未整備区間、特に有田川河口部両岸の早期完成をお願い申し上げます。

また、台風や大雨により河川内に土砂が堆積し、立木などが生い茂ってきております。これらにより流域面積が狭まり、川の流れも阻害され、洪水の危険性が高まっていると考えられます。洪水を未然に防ぐためにも大規模な浚渫及び立木の伐採を強くお願い申し上げます。また、堤防内側の法面にも立木が生い茂ってきており、こちらの伐採もお願いいたします。

有田川支流の排水対策につきましては、お仙谷川の排水の強化など各支流の浸水被害等の解消に向けた根本的な対策を要望いたします。また、西谷川、宮前川につきましては、上流域や合流地点の土砂撤去をお願いいたします。更に箕川におきましても、護岸の老朽化も著しく、護岸改修の早期完成と併せて土砂の浚渫もお願いいたします。

### 2. 有田市内県道等の早期整備促進について

県道有田湯浅線の千田地区内の路幅が狭い区間につきましては、用地取得に向け着手していただいております。お礼申し上げますとともに、今後も早期実現に向け、引き続きご尽力賜りますようお願い申し上げます。

また、県道有田港線の港地区内の道路の拡幅につきましては、本年度、測量に着手いただきましたことお礼申し上げます。本路線の路幅が狭い区間につきましては、車両の対向ができないような状況であり、津波等災害時の避難路ともなりますので安全に避難できるよう早期実現に向けて更なる事業の推進をお願いいたします。

以上

令和元年 8月 日

有田市連合自治会  
会長 中本 満





有市社福第504号

令和元年8月6日

連合自治会長各位

有田市共同募金委員会

会長 森川 文夫



### 赤い羽根共同募金について

平素は社会福祉の増進に一方ならぬご協力を賜り有難うございます。

本年も“じぶんの町を良くするしくみ”を合言葉に、10月1日から全国一斉に赤い羽根共同募金運動がはじまります。

つきましては、ご多忙のところ誠に恐縮ですが、下記によりご協力を賜りたく、何卒よろしくお願い申し上げます。

なお今年度は「赤い羽根」の材料となる羽根の確保が難しく、中央共同募金会において「赤い羽根」を作製できておりません。そのため全国的に「赤い羽根」に代わり「赤い羽根ステッカー」を使用させていただくこととなりました。ご了承くださいますようお願い申し上げます。

### 記

連合自治会長様におかれましては、別紙確認表に各自治会についてご記入いただき、同封の返信用封筒にて8月30日（金）までにご返信いただきたく存じます。

ご回答いただいた物品は、各自治会あて、9月27日（金）に「広報ありだ」と一緒にお届けする予定です。確認表でご指定いただいた配布先が「広報ありだ」配布先と異なる場合は、同日までにご指定の配布先あて郵送いたします。

1世帯500円を目安に何卒よろしくお願い申し上げます。お寄せいただいた募金は、大変お手数ですが、10月31日（木）を目途に有田市社会福祉協議会（福祉館なごみ）または市役所福祉課までお届けいただければ幸いに存じます。なお福祉課にお持ちいただいた場合は、その場で領収証の発行ができません。後日、有田市共同募金委員会より発行させていただきますので、ご了承をお願いいたします。

また、ご多忙の中、社会福祉協議会あるいは市役所へ募金をお持ちいただくのが困難な場合は、お申し入れいただければ本会にて対応させていただきます。

共同募金につきましては決して強制ではなく、あくまでもお願いでございます。ご協力どうぞよろしくお願い申し上げます。

令和元年8月6日

4階会議室

### 生活環境課議題

#### ○ ボランティア袋について

平成30年度よりボランティア袋を配布する際は、申請書を記載して頂き、排出する日や数量を報告して頂いています。

また、本年度より報告を受けていないボランティア袋については収集せずに残す対応をしています。

改めて、ボランティア袋については、地区清掃でのみ使用してください。また、連絡がないボランティア袋は収集しませんので、必ず事前に生活環境課まで、どこの清掃をして、どこの集積所に、どれだけの数量のごみが、いつ出るのか連絡をしてください。

最近、集積所でボランティア袋に家庭ごみを入れて出していた事例がありました。

## ○災害廃棄物の集積について

### ●台風等で災害廃棄物（災害ごみ）が発生した場合

昨年の台風 21 号で発生した災害廃棄物の収集は、市内で多くの被害が発生したため、関係部署の協議の結果、収集を行いました。

通常、台風で発生する災害廃棄物については、被災者自身が処分を行うこととなります。

昨年のように市が災害廃棄物を収集する際は、市から各自治会長様に連絡し、集積場所、収集方法等を協議させていただきます。

なお、市から災害廃棄物の収集に関して連絡がない状態で、災害廃棄物を地区内で集積した際は、各自治会が費用を負担し、責任を持って処分して頂く場合があるので、ご留意ください。

また、昨年のように市が災害廃棄物を収集する場合でも、災害廃棄物ではない便乗ごみ（浸水被害等が起きていないのにテレビや冷蔵庫、洗濯機など）が出された場合も、市では収集をいたしませんので、各自治会が費用を負担し、責任を持って処分して頂く必要がありますので、併せてご留意ください。

## ●災害廃棄物の地区別一時集積所

昨年の台風21号級の被害が発生した場合で、市が災害廃棄物の収集を行うこととなった場合に、昨年収集したように各地区に災害廃棄物の一時集積所が必要となります。

- そこで、大きな災害が発生する前に一時集積所の選定を、各自治会長様に平成30年度第2回有田市環境美化及びごみ減量化等推進協議会等をお願いしてまいりましたが、現在選定が完了している自治会はほとんどない状況となっています。

早期に災害廃棄物一時集積所の選定を完了できるよう、各自治会長様の協力をお願いします。